

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

75歳以上の方と、65～74歳で一定の障がいのある方が対象です

**変更**

## 保険料率が変わりました

被保険者の皆さまにお支払いいただく保険料は、2年ごとに保険料率を見直すこととなっています。平成28・29年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

### ◆均等割 (被保険者が等しく負担)

平成26・27年度
年間 <b>51,472円</b>



平成28・29年度
年間 <b>49,809円</b> (1,663円減)

### ◆所得割 (被保険者の所得に応じて負担)

平成26・27年度
年間 <b>10.52%</b>



平成28・29年度
年間 <b>10.51%</b> (0.01ポイント減)

### ◆限度額 (一年間の保険料の限度額)

平成26・27年度
年間 <b>57万円</b>



平成28・29年度
年間 <b>57万円</b> (変更なし)

保険料率が変わりました



## 保険料の軽減が拡大しました (均等割2割・5割)

平成28年度の保険料額は7月中に個別にお知らせします。

平成27年度まで

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5割軽減	33万円 + (26万円 × 世帯の被保険者数)
2割軽減	33万円 + (47万円 × 世帯の被保険者数)



平成28年度より

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5割軽減	33万円 + (26万5千円 × 世帯の被保険者数)
2割軽減	33万円 + (48万円 × 世帯の被保険者数)

## 保険料の計算方法

$$\begin{array}{l}
 \text{均等割} \\
 \text{【1人当たりの額】} \\
 49,809円
 \end{array}
 +
 \begin{array}{l}
 \text{所得割} \\
 \text{【被保険者本人の所得に応じた額】} \\
 \text{(平成27年中の所得 - 33万円) × 10.51\%}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{l}
 \text{1年間の保険料} \\
 \text{【限度額57万円】} \\
 \text{(100円未満切捨て)}
 \end{array}$$

- 1年間の保険料の上限額は57万円です。
- 75歳になった時など、年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割りで計算します。

次の①～③に当てはまる被保険者の方は、保険料が軽減されます。

- 軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

### ①均等割の軽減

世帯の所得に応じて、4段階の軽減があります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	平成28年度	前年度比
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	4,980円	約 200円減
33万円	8.5割軽減	7,471円	約 300円減
33万円 + (26万5千円 × 世帯の被保険者数)	5割軽減	24,904円	約 800円減
33万円 + (48万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減	39,847円	約 1,300円減

### ②所得割の軽減

被保険者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減



### ③被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したときに被用者保険（主にサラリーマンの方が加入している健康保険）の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減になります。

## ■年間保険料額の例

昨年度との比較の図を掲載しておりますので、昨年度と所得の変更がなければ、概ね平成28年度の保険料額がいくらからい変更になるかの目安としてご利用下さい。

例：一人暮らしで年金収入80万円の方は平成27年度5,100円が4,900円となり200円保険料負担が減ります。（軽減割合については上の①均等割の軽減をご参考下さい）

#### ●単身世帯の場合

年金収入	均等割軽減	所得割軽減	平成28年度	前年度比
80万円	9割	—	4,900円	200円減
153万円	8.5割	—	7,400円	300円減
168万円	8.5割	5割	15,300円	300円減
194万円	5割	5割	46,400円	900円減
194.5万円	5割	5割	46,700円	16,300円減
211万円	2割	5割	70,300円	1,300円減
215万円	2割	—	105,000円	1,400円減
216万円	2割	—	106,000円	11,700円減

#### ●夫婦2人世帯（共に被保険者）で妻の年金収入が80万円以下の場合

夫の年金収入	区分	均等割軽減	所得割軽減	平成28年度	前年度比
80万円	夫妻	9割	—	4,900円	200円減
			—	4,900円	200円減
153万円	夫妻	8.5割	—	7,400円	300円減
			—	7,400円	300円減
168万円	夫妻	8.5割	5割	15,300円	300円減
			—	7,400円	300円減
211万円	夫妻	5割	5割	55,300円	900円減
			—	24,900円	800円減
220万円	夫妻	5割	—	95,300円	900円減
			—	24,900円	800円減
221万円	夫妻	5割	—	96,300円	16,400円減
			—	24,900円	16,200円減
262万円	夫妻	2割	—	154,400円	1,400円減
			—	39,800円	1,300円減
264万円	夫妻	2割	—	156,500円	11,700円減
			—	39,800円	11,600円減

後期高齢者医療制度に係る問い合わせ先 保健福祉課 保険グループ (35-2120)